

# 酒々井リサイクル文化センター 浸出液処理施設管理業務委託仕様書

## 一 般 仕 様 書

### 第1章 一般事項

#### (目 的)

第1条 本仕様書は、佐倉市、酒々井町清掃組合（以下「甲」という。）が設置した酒々井リサイクル文化センター第1期及び第2期最終処分場浸出液処理施設（以下「施設」という。）での浸出液の処理業務を適切に行うことを目的とする維持管理業務（以下「業務」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

#### (業務の範囲)

第2条 業務の範囲は、酒々井リサイクル文化センター浸出液処理施設管理業務委託特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）に定めるとおりとする。

#### (業務の履行)

第3条 受注者（以下「乙」という。）は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識し理解して、施設の運転管理を円滑に行うとともに、施設の機能を十分発揮できるよう契約書、一般仕様書、特記仕様書に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

#### (運転管理)

第4条 施設の運転は、施設の性能を十分に発揮させるよう効率的かつ経済的な運転を行うこと。

2 施設の運転管理にあたっては、公害防止関係法令及び特記仕様書に定める公害防止基準を遵守すること。

#### (業務責任者等の選任)

第5条 乙は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、業務従事者の中から、業務責任者を選任しなければならない。

2 前項により選任された業務責任者が、病気その他の事由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに業務責任者を選任しなければならない。

なお、新たに、本業務を受注した者は契約締結後、速やかに責任者等を選任し、甲に提出するとともに、業務着手の日までに、業務の遂行に支障を来たさぬよう、技能習得に当たらせるものとする。

#### (業務責任者の職務及び資格)

第6条 業務責任者の職務及び必要な知識経験等は、次のとおりとする。

- (1) 業務責任者は、施設に常勤し、甲の指示に従い、現場総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。
- (2) 業務責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めなければならない。
- (3) 業務責任者は、施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、甲に報告し、その指示を受けるものとする。
- (4) 業務責任者は、排水処理施設での5年以上の維持管理実務経験及び下水道技術検定第3種の資格を有し、かつ、労務管理者としての知識と経験を有する者であること。

(労務管理)

第7条 乙は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関連法規を遵守すること。
- (2) 業務従事者の業務にあたっては、労働安全衛生関係法規及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、作業の安全を第一義として、作業効率・作業能率の向上に努めること。
- (3) 乙は、業務従事者の労働管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。

(教育・訓練等)

第8条 乙は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導、教育、訓練等を行うこと。乙は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導教育を行うこと。

(提出書類)

第9条 乙は、契約締結後速やかに、次の書類を甲に提出すること。

- (1) 業務着手届
  - (2) 業務責任者選任届
  - (3) 業務従事者名簿
  - (4) 資格取得者名簿
  - (5) 非常招集体制表
  - (6) 安全衛生管理組織図
  - (7) その他、甲が指示する書類
- 2 前項に掲げた、提出書類の記載事項を変更しようとするときは、変更届出等を提出すること。
- 3 その他、甲が指示する書類

(緊急事態発生時の対応)

第10条 乙は、地震、台風等の災害時及び爆発、火災などの緊急事態の発生に備え、業務従事者を非常招集できる体制を確立しておくこと。

- 2 乙は、緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して適切な措置を講ずるとともに、甲に通報すること。
- 3 乙は、緊急事態発生時の対応処置について、甲に書面で速やかに報告すること。

(損害に関する負担)

第11条 乙は、業務を履行するうえで甲又は第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に連絡し、その損害を賠償するものとする。

(機密の厳守)

第12条 乙は、業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(関係法令の遵守)

第13条 乙は、業務の履行にあたっては、関係法令等を遵守すること。

(検査の実施)

第14条 乙は、当月分の業務完了届を、翌月の指定された期日までに、報告書等とあわせて提出しなければならない。

- 2 甲は、乙の業務の履行を確認するため、毎月検査を実施する。
  - (1) 書類検査（第19条に規定する各種報告書等）
  - (2) その他、検査員の指示する事項

## 第2章 業務要領

### (運転操作)

第15条 施設の運転は、甲が貸与する「浸出液処理施設取扱説明書」及び各種機器取扱説明書に基づいて、適正に業務を履行すること。

- 2 甲の実施する工事等に伴い、運転計画、方法の変更が必要な場合には、乙は、甲と協議して変更すること。

### (保守点検)

第16条 乙は、常に施設の保守管理に注意を払い、保守点検業務は、特記仕様書に基づいて、実施すること。

- 2 乙は、各種機器取扱説明書等に基づき、定期的に保守、点検することで、設備全般の機能低下の防止及び長期的安定運転を維持すること。
- 3 予備の機材、部品等の整理・整頓に心掛け、適正に保管・管理を行うこと。なお、貸与された用具類、工具類及び機器等を紛失した場合は、乙が責任をもって補充しなければならない。

### (修繕等)

第17条 乙は、保守点検時に発見した不良箇所や軽微な故障箇所を、備付工具、補修原材料等を用いて、甲の承諾を得て修繕すること。ただし、緊急を要する場合には、すみやかに適切な措置を講じるとともに、直ちにその状況を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 業務の履行上、乙及び業務従事者の故意又は過失に起因して、施設、設備等に故障、破損、事故等が発生した場合は、直ちにその状況を甲に報告するとともに、すべて乙の責任において処理すること。

### (清掃作業)

第18条 乙は、施設内の各水槽、調整池及び関係する水路、集水弁等の清掃を別紙2のとおり実施すること。

### (報告書等)

第19条 乙は、特記仕様書に基づき、日誌、月報、各種報告書等を作成し、指定された期日までに甲に提出すること。

## 第3章 管理費用範囲

### (支給・貸与物件等)

第20条 乙が業務履行のため必要とする物件等で、甲が支給又は貸与する物件等は、次のとおりとする。

#### (1) 支給物件

- ① 電気、水道
- ② 各種汚水処理用薬剤
- ③ 設備及び機器、消耗部品（第21条に記載されたものを除く。）
- ④ 補修材料

#### (2) 貸与物件

- ① 維持管理に必要な、事務室、実験室、資材室等（以下、「事務室等」という。）
- ② 構内電話設備
- ③ 警備機能
- ④ 保守点検用具、備付工具、工作用機器（破損、紛失した物の補充はしない。）

- ⑤ 完成図書（浸出液処理施設取扱説明書機器図面・配置図・系統図など竣工図書類）
  - ⑥ 運搬用車両（必要に応じ貸与）
  - ⑦ その他甲が必要と認めたもの
- 2 甲は、支給物件の使用状況について、必要に応じて乙に報告を求めることができる。
  - 3 乙は、これらの物件等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理、使用するとともに、効率的、経済的に使用しなければならない。
  - 4 乙は、これら物件等の紛失、損傷等または物件の不適切な使用があった場合には、乙の責任において補充し、もしくは現状復旧しなければならない。

（乙の負担費用）

第21条 乙が負担する費用、物件は次のとおりとする。

- (1) 業務に従事する者の給料、手当、福利厚生費等の人件費
- (2) 業務従事者に対する指導、教育、訓練、資格取得に係る費用
- (3) 業務に従事する者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、防じん防毒マスク、手袋ほか、各種安全保護具等の物件費
- (4) 石鹼、洗剤、トイレットペーパー等の生活用品及び応急薬品等の物件費
- (5) 軽微な修繕に使用する、ボルト・ナット等の物件費
- (6) 緑地帯除草作業に使用する刈払機の物件費及び燃料、刈刃、修理に要する費用
- (7) 酸素・硫化水素濃度計、pH計等の携帯分析機器等の物件費及びその維持管理に要する費用
- (8) 下表の定期的に交換を要する消耗品類及び業務に使用する用具の物件費

1	チャート紙、コピー紙、記録紙 インクリボン、トナー
2	簡易分析用薬剤
3	簡易水質分析に必要な機器
4	固定分析計内部液（校正用薬品含む）
5	潤滑油
6	グリース
7	グリースポンプ・ノズル
8	照明灯（蛍光灯・電球等）
9	除草・清掃用具全般
10	一般工具
11	長靴・胴付長靴
12	塗料・塗装用具

- (9) 業務に必要な事務用消耗品、通信費（電話・インターネット回線）、什器、事務用備品（パソコン・コピー機・ファクシミリ等）等
- (10) 甲が貸与する事務室の空調器具の物件費及び修理に要する費用
- (11) その他、甲が支給し、貸与する物件以外に必要な費用
- (12) 現場管理費、一般管理費等の諸経費
- (13) 新規受注者については業務履行に関する技能習得期間に係る費用

# 特 記 仕 様 書

## 第 1 章 業務概要

(業務の概要)

第 1 条 業務の概要は、次のとおりである。

- (1) 委託業務の名称  
酒々井リサイクル文化センター  
浸出液処理施設管理業務委託
- (2) 事業の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日  
ただし、新規に本業務を受注した者は、契約締結の日から 3 月 31 日までの間で従事予定者の 2 分の 1 に相当する人員に業務履行に必要な知識と技能を習得させること。
- (3) 委託業務の場所  
酒々井リサイクル文化センター (千葉県印旛郡酒々井町墨 1506)
- (4) 施設の名称  
酒々井リサイクル文化センター第 1 期最終処分場浸出液処理施設  
酒々井リサイクル文化センター第 2 期最終処分場浸出液処理施設
- (5) 施設の概要
  - ア 第 1 期最終処分場浸出液処理施設
    - ① 施設能力  
接触酸化方式 (昭和 62 年竣工) 60 m<sup>3</sup>/日  
(設計・施工 大日本インキ化学工業(株))  
凝集槽  
凝集沈殿槽  
接触酸化槽  
硝化槽  
脱窒素槽  
砂ろ過・活性炭ろ過・キレート吸着  
滅菌槽
    - ② 運転管理条件  
別紙 1 のとおり
  - イ 第 2 期最終処分場浸出液処理施設
    - ① 施設能力  
接触酸化方式 (平成 5 年竣工) 29 m<sup>3</sup>/日  
(設計・施工 三菱化工機(株))  
凝集槽  
凝集沈殿槽  
接触酸化槽  
硝化槽  
脱窒素槽  
砂ろ過・活性炭ろ過・キレート吸着  
滅菌槽
    - ② 運転管理条件  
別紙 1 のとおり
  - ウ 凝集沈殿汚泥脱水設備
    - ① 処理能力  
ベルトプレス方式 (昭和 62 年竣工) 2 m<sup>3</sup>/h  
(メーカー名 日本インカ(株))  
搬送コンベヤ  
貯留バンカー

(業務の範囲)

第2条 業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる設備の操作、点検、調整、薬剤調合、点検記録等を実施すること。

ア 第1期最終処分場浸出液処理施設

- ① バルブ槽
- ② 原水槽
- ③ 調整槽
- ④ 第1 pH調整、凝集沈殿設備
- ⑤ 接触酸化設備
- ⑥ 硝化設備
- ⑦ 脱窒素設備
- ⑧ 再曝気設備
- ⑨ 第2 pH調整、凝集沈殿設備
- ⑩ ろ過設備 (砂・活性炭・キレート)
- ⑪ 滅菌設備

イ 第2期最終処分場浸出液処理施設

- ① 中継槽
- ② 第1 pH調整、凝集沈殿設備
- ③ 接触酸化設備
- ④ 硝化設備
- ⑤ 脱窒素設備
- ⑥ 再曝気設備
- ⑦ 第2 pH調整、凝集沈殿設備
- ⑧ ろ過設備 (砂・活性炭・キレート)
- ⑨ 滅菌設備

ウ 第2期最終処分場浸出水集水設備

- ① 第2期最終処分場浸出水集水設備のpH調整 (硫酸注入) を行い、浸出水移送用水中ポンプのスケール付着を抑制すること。
- ② 浸出水移送用水中ポンプの定期清掃を行うこと。

エ 凝集沈殿汚泥脱水設備

- ① 凝集沈殿槽に溜まった沈殿物を汚泥濃縮槽へ移送し濃縮後、汚泥貯留槽へ移送し、上澄み水だけを調整槽に戻した後、汚泥を脱水機にかけること。  
運転頻度 1回/月
- ② 運転後は脱水機及び脱水機室の清掃を行うこと。
- ③ 汚泥貯留バンカーに溜まった汚泥を甲の指定する場所まで運搬すること。  
搬出頻度 4回/年
- ④ 搬出用車両は甲が貸与するので使用後は清掃して返却すること。

(2) 水質分析 (計量証明を必要としない)

- ① 化学的酸素要求量 (COD) 2検体・1回/週
- ② 全窒素 (パックテスト) 2検体・1回/週
- ③ 残留塩素 2検体・2回/週

(3) 施設管理

- ① 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の防止に努めること。
- ② 施設の機器、備品、工具等の紛失及び無断侵入者がいないよう努めること。

(4) 施設の清掃

- ① 甲が貸与している事務室、トイレ等は、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。
- ② 処理室内の各設備、各装置を定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。

(5) 薬剤、消耗品類、貸与物件等の管理

- ① 業務に要する燃料、薬剤、消耗品、部品、材料、油脂類の管理、在庫確認及び受入時の立会を行うこと。
- ② 乙の責任において、貸与物件を適正に管理すること。

- ③ 運転データ、点検記録表等の帳票類を適正に管理すること。
- (6) 不燃物残渣浸出水貯留槽の点検等
  - ① 不燃物残渣の浸出水貯留槽の点検を行うこと。  
点検頻度 1回/週  
なお、上記回数に加え降雨時には、追加点検を行うこと。
  - ② 貯留槽(3m<sup>3</sup>)に溜まった浸出水をくみ上げ原水槽等に移送すること。
- (7) その他
  - ① 施設周辺の雨水側溝の清掃を随時行うこと。  
清掃範囲は次のとおりとする。  
ア. 240×240側溝 : 約200メートル  
イ. 450×450側溝 : 約50メートル  
ウ. 570×1,140側溝 : 約100メートル
  - ② 施設周辺の緑地帯の除草を随時行うこと。  
除草する緑地帯の面積は約2,200平方メートルとする。
  - ③ 調整池出口のスクリーン(グレーチング)の清掃を随時行うこと。
  - ④ 管理棟玄関及び新設棟4階ホールの処理水観察用水槽の清掃を随時行うこと。
  - ⑤ 機器及び設備の金属部分に錆等が発生した場合は、速やかに錆を落とし、塗装して腐食の進行を抑えること。
  - ⑥ 調整池内に流入したビニール、紙類及び発生した水藻については随時撤去すること。
- (8) 技術指導等
  - ア 業務についての技術指導及び教育は、現在甲が委託する浸出液処理施設管理業務の委託会社から受けるものとする。
  - イ 次の本業務の契約時(令和10年度以降事業分)において、乙以外の業者が本業務を受注した場合は、業務履行に支障をきたさぬよう、技術指導及び教育を、乙が責任を持って行うものとする。

(業務従事者名簿等の提出)

第3条 乙は、業務従事者の役職(担当)、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号を記載した業務従事者名簿及び第4条に規定する資格取得者名簿を甲に提出すること。

(有資格者等の配置)

第4条 乙は、次の資格を有する者を配置し、必要ならば、作業主任者、取扱責任者を選任すること。

- (1) 下水道技術検定第3種
- (2) 危険物取扱者(甲種または乙種第4類)
- (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- (4) 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者
- (5) その他業務の履行上法令に定められた有資格者

2 前項各号に掲げる資格については、複合資格者を認める。

(施設保全の職務)

第5条 乙は、保守点検員に、施設の点検を専門的立場で継続して行わせ、常に施設を正常な状態に保つこと。

- 2 乙は、定期的又は必要に応じ専門的な技術者に施設の点検を行わせ、甲が行う整備工事計画立案に必要な施設調査状況の提出をすると共に、整備工事計画に基づく整備工事費の見積を行い、積算に必要な情報を提供すること。
- 3 乙は、専門的な技術者に、甲が発注する施設の整備工事又は補修工事に立会わせ、工事部分及び関係部分の状況を調査し、次期整備工事計画の参考となる情報収集を実施すること。
- 4 乙は、保守点検時に発見した故障箇所等が、本契約による業務委託の範囲内で復旧できないとき又は部品類が必要なときは、工事又は部品購入に必要な見積を行い、積算に必要な情

報を提示すること。

(業務従事者の交替)

第6条 乙は、業務従事者の変更が必要なときは、原則として20日前までに有資格者証の写しを添えて甲に提出し、承諾を受けること。

2 乙の業務従事者が交替するときは、十分な実務引継ぎ期間をもって交替すること。

(業務従事者の服装)

第7条 乙は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札により業務従事者であることを明らかにすること。

2 業務従事者は、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、ゴーグル、ゴム手袋、作業服、作業靴（安全靴）、長靴等を使用し又は着用すること。

## 第2章 業務内容

(維持管理業務内容)

第8条 業務の内容については、次のとおりとする。

(1) 適用範囲

本業務は、最終処分場浸出液処理施設の維持管理に係る一般的なものについて定めるものであり、本仕様書に明記なき事項であっても、施設の良いな運転を維持するために必要な事項について、乙は、甲と協議して必要な処置を講じること。

(2) 管理

業務において、責任者等を選任し、あらゆる状態に対処すること。また、業務に関する従事者の監督については、乙が全責任を負うものとする。

(3) 安全衛生

業務に関する運転及び保守点検は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき従事者の安全と健康を確保するよう努めること。特に次の作業については、十分安全に留意すること。

- ① 酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業
- ② 薬剤等の取扱作業
- ③ 高所作業
- ④ 電気作業（資格を必要としない作業に限る）
- ⑤ 高温、高圧作業
- ⑥ 粉じん等の発生場所における作業
- ⑦ 回転機器の取扱い作業

2 業務に関する機器及び装置に共通する作業内容は、次のとおりとする。

(1) 機器、装置、操作盤及び装置回り床、排水溝等の清掃

(2) 施設の巡回点検、記録

(3) プラント設備全体の4S（整理・整頓・清掃・清潔）作業実施

(4) 日常点検内容

① 浸出液処理施設取扱説明書、各種機器取扱説明書に基づき実施すること。

(5) 薬剤の調合および補充

(6) 乙は、災害が発生したときの措置について、計画を定めて随時実地指導訓練を行うこと。

(7) 薬剤及び油脂類等の在庫を確認し、関係業務に支障がないように受入れについて甲に連絡、協議すること。

(8) 異常時においては、適正な処置を講じ、甲と常に密接に連絡をとること。

(9) 運転、保守点検等の日誌、月報、各種報告書等及びその他関係書類の作成と提出  
ア 運転及び保守点検日誌



- イ 業務実績報告書
- ウ 事故・故障報告書
- (10) その他、上記に関連する業務

### 3 施設整備に関する記録の整理

- (1) 整備工事の実施に関する記録、整理
- (2) 法定点検記録など、施設運営に必要な事項の記録、整理

(業務従事時間等)

第9条 従事時間及び休止期間は次のとおりとする。

- (1) 従事時間  
日勤とする。(午前8時30分から午後5時15分・休憩60分を含む)
- (2) 休日  
土、日曜日・祝日・年末年始(12/29~1/3)  
なお、甲の指示があった場合又は災害発生時及び大型連休中の薬品補充を必要とする場合はこの限りではない。(年間10日以内とし、それを超える場合は甲乙協議とする。)
- (3) 施設の休止期間  
通年連続運転を原則とする。(年末年始も連続運転を基本とする。なお、整備工事期間は除く。)

別 紙 1

1 特記仕様書 第1章 業務概要 第1条(5)ア②及びイ②の第1期、第2期最終処分場浸出液処理施設運転条件は、次のとおりとする。

- (1) 運転時間  
24時間連続運転(年末年始も連続運転を基本とする。なお、整備工事期間は除く。)
- (2) 処理量(年間処理量は令和5年度実績)  
第1期 60m<sup>3</sup>/日以下(7,385m<sup>3</sup>/年)  
第2期 29m<sup>3</sup>/日以下(5,054m<sup>3</sup>/年)
- (3) 原水水質(第1期、第2期処分場混合水 平成30年8月分析値)  
処理する原水の水質は下表のとおりである。  
(受注後変化することもある。)

項 目	単 位	測 定 値
水素イオン濃度(pH)	pH	7.7
生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	3.0
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	8.1
浮遊物質(S S)	mg/L	18
シアン化合物	mg/L	<0.1
鉛及びその化合物	mg/L	<0.05
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	9
亜鉛含有量	mg/L	<0.02
銅含有量	mg/L	<0.01
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	<2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	<2
六価クロム化合物	mg/L	<0.02
窒素含有量(全窒素)	mg/L	14
りん含有量(全りん)	mg/L	<0.05
有機燐化合物	mg/L	<0.1
砒素及びその化合物	mg/L	<0.02
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005
フェノール類含有量	mg/L	<0.01
溶解性鉄含有量	mg/L	<0.2
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.3
クロム含有量	mg/L	<0.02
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.13
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002

テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005
四塩化炭素	mg/L	0.0002
ジクロロメタン	mg/L	<0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002
ベンゼン	mg/L	<0.01
チウラム	mg/L	<0.006
シマジン	mg/L	<0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.02
セレン及びその化合物	mg/L	<0.01
ほう素及びその化合物	mg/L	0.6
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	5.9

- (4) 排出基準値（千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱）  
処理後の水質は下表の排水基準を遵守すること。

項 目	単 位	排 出 基 準
水素イオン濃度(pH)	pH	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	20
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	20
浮遊物質(S S)	mg/L	40
シアン化合物	mg/L	検出されないこと
鉛及びその化合物	mg/L	0.1
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3000
亜鉛含有量	mg/L	1
銅含有量	mg/L	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	3
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	5
六価クロム化合物	mg/L	0.05
窒素含有量(全窒素)	mg/L	120
りん含有量(全りん)	mg/L	16
有機燐化合物	mg/L	検出されないこと
砒素及びその化合物	mg/L	0.05

アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと
フェノール類含有量	mg/L	0.5
溶解性鉄含有量	mg/L	5
溶解性マンガン含有量	mg/L	5
クロム含有量	mg/L	0.5
ふっ素及びその化合物	mg/L	8
トリクロロエチレン	mg/L	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3
四塩化炭素	mg/L	0.02
ジクロロメタン	mg/L	0.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
1,1-ジクロロエチレン ※地元協定値	mg/L	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
ベンゼン	mg/L	0.1
チウラム	mg/L	0.06
シマジン	mg/L	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2
セレン及びその化合物	mg/L	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L	10
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5

(5) 薬剤使用量

上記の「(4) 排出基準値（千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱）」をクリアするために使用する薬剤は下記の量以下で収めること。

- ① 苛性ソーダ 25% 5,000kg/年
- ② 希硫酸 75% 50kg/年
- ③ メタノール 100% 3,000kg/年
- ④ リン酸 75% 96kg/年
- ⑤ 凝沈用ポリマー アニオン系 120kg/年
- ⑥ 塩化第二鉄 37% 10,000kg/年
- ⑦ 固形塩素 有効塩素70% 60kg/年

なお、乙の業務履行上の事由により、上記の数量を超えた場合は乙の負担により補充すること。

- 1 一般仕様書 第2章 業務要領 第18条（清掃作業）に規定する乙の施設水槽内及び調整池等の点検清掃範囲は、次のとおりとする。

(1) 施設水槽内点検清掃範囲

各年度において、9月頃に1号棟、3月頃に2号棟の予定で、下表中に記載された各水槽の水をマグナス車又はバキューム車（以下、汚泥吸引車と言う。）ですべて汲み取り、水槽内を高圧洗浄車で高圧洗浄し、洗浄後の水も汚泥吸引車で汲み取り、同一敷地内の甲所有の最終処分場まで運搬し、投棄する。

水槽内の洗浄後、水槽内に入り、水槽壁面、底面の劣化状態、亀裂等の有無及び攪拌機羽根、汚泥掻寄機羽根、水中ポンプ脱着装置、配管等の点検を行い、点検結果を報告する。

清掃作業の実施にあたっては、作業前、作業中、作業後の状況を撮影し、報告書に添付すること。

No	1号棟水槽名	回数	2号棟水槽名	回数
1	原水槽	2	原水槽	2
2	計量槽	1	計量槽	2
3	第1 pH調整槽	1	第1混和槽	2
4	第1凝集槽	1	第1凝集槽	2
5	第1凝集沈殿槽	1	フロック形成槽	2
6	第1中和槽	1	最初沈殿槽	2
7	沈殿槽	1	第1中和槽	1
8	第2 pH調整槽	1	中間沈殿槽	1
9	第2凝集槽	1	第2混和槽	1
10	第2凝集沈殿槽	1	第2凝集槽	1
11	第2中和槽	1	凝集沈殿槽	1
12	ろ過原水槽	1	第2中和槽	1
13	活性炭吸着塔原水槽	1	ろ過原水槽	1
14	キレート吸着塔原水槽	1	活性炭吸着塔原水槽	1
15	処理水槽	1	キレート吸着塔原水槽	1
16	消毒槽（滅菌槽）	1	処理水槽	1
17	水質監視槽（放流水槽）	1	滅菌槽	1
18	汚泥濃縮槽	1	放流水槽	1
19	汚泥貯留槽	2	汚泥濃縮槽	1
20	消泡ポンプ槽	1	汚泥貯留槽	1
21	不燃物残渣浸出水貯留槽			2

(2) 調整池等清掃業務（年間2回）

面積約756平方メートルの調整池に滞留する水と堆積した砂、落葉等を汚泥吸引車で汲み取った後、高圧洗浄車で池の底面を高圧洗浄する。（参考：汲取量は過去実績で平均120立方メートル程度）

調整池の上流、下流併せて約60メートルある直径約1,100ミリメートルのヒューム管内を高圧洗浄車により高圧洗浄する。

調整池の下流側にある約4平方メートル程の中継槽に堆積した汚泥を汚泥吸引車で汲み取り、槽内を高圧洗浄車で高圧洗浄する。(参考：汲取量は過去実績で平均2立方メートル程度) 汲み取った汚泥等は、同一敷地内の甲所有の最終処分場まで運搬し、投棄する。

清掃作業の実施にあたっては、作業前、作業中、作業後の状況を撮影し、報告書に添付すること。

(3) 流量調整槽(最大貯留量326m<sup>3</sup>)点検清掃業務(1回/3年)

令和7年度に1回の予定で、流量調整槽の水をマグナス車又はバキューム車(以下、汚泥吸引車と言う。)ですべて汲み取り、水槽内を高圧洗浄車で高圧洗浄し、洗浄後の水も汚泥吸引車で汲み取り、同一敷地内の甲所有の最終処分場まで運搬し、投棄する。

水槽内の洗浄後、水槽内に入り、水槽壁面、底面の劣化状態、亀裂等の有無及び配管等の点検を行い、点検結果を報告する。

清掃作業の実施にあたっては、作業前、作業中、作業後の状況を撮影し、報告書に添付すること。

(4) その他前3項に関連する業務。